

中央環境審議会 土壤農薬部会 農薬専門委員会（第15回）議事要旨（案）

1. 日 時 平成16年2月16日（月）16：00～18：30
2. 場 所 経済産業省1020会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 委員 長 | 須藤 隆一 | 専門委員 | 安藤 正典 |
| 臨時委員 | 岡田 齊夫 | | 石井 康雄 |
| | 亀若 誠 | | 伊東 祐孝 |
| | 中杉 修身 | | 井上 達 |
| | 眞柄 泰基 | | 金森 房子 |
| | 森田 昌敏 | | 北原 武 |
| | 若林 明子 | | 山本 廣基 |
| | | | 行本 峰子 |

4. 議 題

- (1) 水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) その他

5. 議 事

審議の公開については、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関し、5農薬について水質汚濁に係る登録保留基準の改定について審議が行われた。

本審議において、有機リン剤の分解物であるオキソン体についても有効成分本体と同様に規制対象にすべきとの意見があったが、その扱いの在り方について次回以降の農薬専門委員会において議論することとされ、今回は有効成分本体のみを規制対象として基準値（案）を設定することとされた。

審議の結果、1農薬について改定基準値（案）を、4農薬について新規の基準値（案）を設定した。

以上の基準値（案）を農薬専門委員会報告とし、後日開催される土壤農薬部会に報告することが了承された。